

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 高村義晴

国家的事業等の立地決定には、中立的専門機関等による公正、透明な立地選定が一層求められている。本論文は、首都機能の移転先候補地選定のための総合評価手法を開発し、適用した内容について述べ、さらには、それを拡張して広く国家的事業等の立地選定に向けた手法等を提案し、留意点を明らかにしたものである。

本論文の成果として評価し得る点は、以下のようにまとめられる。

(1) 第Ⅰ部の第1章では、重みづけ手法を中心に、1)「客観的、専門的判断」と「価値観により異なる大局的な判断」を分離する措置、2)重みづけに際しての工夫、3)新たな方法を含む総合評点の多様な算出等を付加する手法を開発し、国会等移転審議会（以下「審議会」という）での移転先候補地の選定に適用した結果、有効に機能したことを明らかにした。政府の審議会という場で、議論の内容を明解に開示できる総合評価手法を適用したことの意義は大きい。今後の重みづけ手法による国家的事業等の立地選定の先駆的取組みといえる。適用結果を踏まえた課題や留意点については、第3章で詳細に明らかにしている。

(2) あわせて、第1章では、審議会という実践の場における重み特性と重みづけ特性について分析を行っている。各評価項目ごとの重み分布は必ずしも正規分布とはならず、正規分布タイプの他に、価値観の違いを反映し、少数の委員が著しく高い重みを付けているタイプ、幅広く均等に分散するタイプの三つの基本タイプがあることを示している。また、重みづけの繰り返しの過程で、1)一部の例外はあるものの、重み分布の基本形は概ね変化しない傾向にある、2)評価項目ごとの重みの標準偏差は総じて縮小傾向にあるが、一部の評価項目では突出した重みが最後まで残ることを示している。

重みづけ特性については、一対比較法、直接評価法、微修正の措置が委員により、どのように採用されたかを分析し、1)一対比較法と直接評価法がほぼ同じような割合で採用され、2)微修正の措置が多用されたことを明らかにしている。これら明らかにされた重み・重みづけ特性は、広く中立的専門機関において重みづけの方法を検討・工夫するに際し参考となる。

(3) 第2章では、中立的専門機関において重みづけ手法により立地選定を行うに際して、委員の多様な価値観を反映する、新たな合意形成法を提案している。総合評点の算出法として、従来一般的に用いられてきた平均値を用いると、ある意味で一人の仮想的な評価者が全評価者の判断を代表することになり、評価者の価値観の多様性については反映しきれてはいない。本決定過程では、二つの方法（評価尺度）を併用している。第一は各地域が他と比較して相対的に評価の高い評価項目に着目し、その重みを一定の範囲で大きくし、

長所を積極的に評価する方法、「最有利法」である。第二は、逆に、他と比較して相対的に評価の低い評価項目に着目し、その重みを一定の範囲で大きくして、短所を評価する方法、「最不利法」である。積極的、好意的に、また、その逆に、地域を二次元で評価し、作成される最有利・最不利図を解釈し評価する方法は、中立的専門機関で一つの合意を得るための有効な手法となり得ることを示している。

(4) 第4章では、重みづけ者に利害関係者が入り込む場合の影響と対応策について検討を行っている。審議会委員と同様な重みづけを、関係県の首都機能移転担当者に依頼し、実際の利害関係者の重みを用い分析しており、ここで得られた成果は今後の適用に対し参考となる。具体的には、1) 一般の利害関係者が入り込む場合にはその影響は緩慢であるが、熱心な利害関係者が含まれる場合には比較的少人数でも影響は無視できない、2) 重みの中央値の採用や最大・最小値を除いた分析により、その影響を緩和できることなどを明らかにしている。

(5) 第5章では、上位の地域の総合評点に差がない場合や、多様な集計および総合化の方法を採ったとき順位が変動する場合に対応するための、中立的専門機関での合意形成法について考察し、計算上の意見調整法を提案している。この方法は、従来の密室での調整に比べ計算上の調整となるため、公正、透明さを確信し易いとの利点を有する。また、第6章では、重みづけ手法の合意形成法としての可能性や種々の側面に着目し、国家的事業の立地に関連した地元反対住民との意見調整法について、その方向と可能性を明らかにしている。これらの成果は公共プロジェクトの透明性が求められている状況に対し有用である。

(6) 第II部では審議会での検討作業等を振り返り、評価項目の設定法、評価年次の考え方、個々の評価項目ごとの評価システムを明らかにしている。これらは、総合評価の前に行った各分野の専門的評価の内容を示したものであり、第I部で明らかにされた総合評価手法と一体となって、今後、国家的事業等の立地選定のための評価を実施する際の貴重な参考資料となろう。

以上の研究成果は、多様な委員で構成する中立的専門機関において、国家的事業等の立地を公正、透明に選定する場合の総合評価手法とその適用上の課題と対応策を示したものであり、これらは新たな時代に向けた国家的事業等の立地選定に対し大きな示唆を得るものと考えられる。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。